

令和7年第11回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月7日(金) 午後2時30分～午後3時30分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 中山政俊	3番 平田菊典
4番 井手創一	5番 大場將夫	6番 山口正則
7番 白津知範	8番 石川利恵	9番 曲淵俊之
10番 古賀由紹	11番 宮崎太享	12番 山添 明
13番 袈裟丸一彦	14番 河上和則	15番 宮崎隆広
16番 能隅良子	17番 吉田 哲	18番 堤 正廣
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第45号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第46号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第47号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第48号
農地の買受適格証明について
 - ・議案第49号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
 - ・議案第50号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係職員	大鶴 禎士
振興係長	榑田 敏史
振興係職員	並木 菜月
巖木市民センター係長	富田 浩之
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター職員	吉田 幸司
鎮西市民センター副主査	佐々木 貴浩
七山市民センター副主査	亀崎 新一

7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

(会長の挨拶)

山崎正廣会長
(議長) それではただいまより令和7年第11回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号8番石川利恵委員、議席番号9番曲淵俊之委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第46号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について19件、議案第48号農地の買受適格証明について2件、議案第49号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(賃借権等)について1件、議案第50号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(所有権)について1件、計31件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思っております。

また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第45号から第50号までの議案31件でございます。

なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。

これより審議を行います。議案集1ページ、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で251.1平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側道路の既存道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 古賀でございます。先月31日に東部調査会で現地の確認をしていただきました。資料図のほうにありますように、道路に挟まれた土地ということでございます。資料図のほうの3ページに現況と計画をちょうど対比できるように並べていただいております。左半分が雑種地の分なのですが、既存の駐車場なり、資材、砕石置場とありまして、それを全部駐車場にするというものでございます。ちなみに砕石置場のほうについては議案2番のほうに出てまいります。調査会のほうで確認いただきまして、特に問題ないだろうということでございましたので、ご審議のほどをよろしく願いたします。以上でございます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,128平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。すみません。ここでちょっとお詫びなんですけど、ここの現地を見ましたところ、境界測量をされる際に、湧水が相当出てあったみたいで、測量ができないという

ことで、一部排水処理の工事をされてしまっておりまして、
顛末書の提出を受けております。説明に戻ります。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事
関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、
整地程度で現状のまま利用し、西側の既存資材置場より出入
口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透
および越流分は南側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意
見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当しま
す。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提
出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いしま
す。

古賀由紹委員 はい。古賀でございます。ここも同じく先月31日に東部
調査会で現地を確認していただきました。先ほどの1番の議
案と基本的にはそれほど離れていない、すぐ近くの場合で
ございます。資料図の6ページにありますように、右上が現況
で、それがちょっと手狭になったのでということで今回の案
件の分を資材置場にしたいということでの申請だと伺って
おります。現地を確認いただきまして、特に問題ないだろう
ということでございますので、ご審議のほどをよろしくお願
いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 1 筆、面積は合計で 2 9 4 平方メートルです。現況は、遊休農地となっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物、道路改築許可申請、物件、排水管設置許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道

工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大63センチの盛土を行い、整地し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は新設排水設備を介して西側の既存水路へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 はい。古賀でございます。この場所も10月31日に東部調査会で現地の確認をしていただきました。資料図の7ページの右半分に住宅地図がありますが、その主要地方道浜玉相知線と書いてありますが、相知線の左側は何も書いてないですが、そこが歯科医院でございます。その向かい側の畑と田んぼでございます。9ページのほうにありますように、ちょっと幅が狭いので、かなり工夫した利用の仕方をなさるということになってございます。一番上のほうがUターン場所、下のほうに数台置けるということで、それも斜めに置いて利用しようという内容になっております。それなりに工夫された使い方をなさるのかなということでございます。そういうことも含めて東部調査会で現地を確認していただき

まして、特に問題ないだろうということでございますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は749平方メートルです。現況は、果樹園になっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の既存側溝へ流し、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 はい。7番白津です。10月の31日の日に東部調査会で調査をしてもらいました。この土地は、浜崎小学校のすぐ近くで、周りはほとんど宅地ということで、南側は唐津バイパスということで、調査会では何も問題はないだろうということでしたので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は287平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北東

側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および集水柵を介して東側の既存水路へ流し、汚水は新設の埋設排水管を介し、合併浄化槽を経て既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 はい。17番吉田です。5日の日に現地調査をいたしまして、事情が事情であり、どうにもならんということで、何も問題ないだろうということでございます。自分の土地の一部を宅地化するというところでございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、94 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 16 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、西側はセットバックを施し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側道路の既存集水桝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。15番宮崎です。11月5日中部調査会で現地確認を行いました、ラーメン店の駐車場で、何も問題はないだろうということで調査会ではなりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、286平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、

資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書および家族からの貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設する排水設備を介して西側の既存道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 11番宮崎です。5日の日に現地確認を行い、次の4条でもありますように横のほうが既に駐車場となっていて、バラ

スも敷いてあって、休耕地になっていたのでは、仕方がないだろうということで、皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第46号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は235平方メートルです。現況は、雑種地、駐車場になっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の22から23ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、許可が必要なことを知らずに平成15年2月頃、農地の一部を貸駐車場にしていたため、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側道路から出入口として利用されています。排水について、雨水のみで地下浸透および越流分は北および西側の道路側溝へ接続放流させてあります。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 はい。11番宮崎です。5日の日に現地確認を行い、もう既にバラスを敷いて駐車場になっていたのでは仕方ないと思います。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集5ページ、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から議案集9ペ

ージ、整理番号19番を議題とします。この19件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページから9ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が9件、地上権設定に関する案件が10件で、合計19件です。

地上権の設定につきましては先月の加部島の風力発電機設置に伴い、3基の風車周辺の農地に上空でプロペラが旋回するため、影響がある農地の全面積について設定をされたものです。営農には特段の支障が発生しないため、調査書は作成しておりません。代わりにではないんですけど、机上にA4横の図面を置かせていただいたんですけど、風車3基分の風車の周辺に円を描いてありますけど、円の所にかかる農地の部分について、これが影響部分だけじゃなく、1筆全部を設定されておりますので、その色がついた部分について、この10件になってきます。申請人の住所、氏名および申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。

お手元の調査書1ページから9ページをご覧ください。補足の説明をしますけど、番号の2番のほうは、呼子の方が買うようになっている、これは空き家に付随した農地です。3番の方が福岡の方が買うようになっている、これは過去この

方に農業経験があるみたいで、この方が唐津に事業所を持っていて、そこに頻繁に来られているみたいです。その方が過去イチゴとかを作っていた経験上、これは上場開発の良い土地なんですけど、ここを購入してタマネギを作りたいということで計画をされて3条が出ております。

あとは8番の北波多の案件ですが、これは過去に河川改修が行われた代替地を名義が変わってなかったということで今回上げられておりますので、何で国から個人にということですが、河川だった所を農地にしてずっと作っていたみたいで、今は休耕ですが、今後作られるということで、今回これは県が代行して申請に来られたという経緯があります。

説明に戻りますけど、調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。今回10番から19番までが前回の風力発電1号機から3号機までの部分だったというふうな説明がございました。本来は一体的に扱われるべき、手続きがされるべきものかなという思いを持っておりますが、前回の議案は県からの意見聴取だったというふうに認

識しております。この再生エネルギー法の関連でいいますと、ワンストップサービスということで申請者にとってスピーディに手続きを進めるためにということでやっていただいていると思うんですが、実態としてはこういうふうに２段階になってしまっているということがちょっと残念な感じかなという印象を持ちます。

ここでお尋ねなんですけれども、10番から19番まで申請中のところの最後に、カッコ書きで期間を記入いただいております。終わりがいつまでなのかなというのが、全部一緒かなと思いつつもちょっと違う。23年間というやつと26年間というやつと大きく見ると2つに分かれているような感じがいたします。それがなぜかと、非常に単純な質問で申し訳ございませんが、もしわかれば教えてください。以上でございます。

議長 事務局のほうからお願いします。

農地係長 はい。お答えします。事業者を確認をしたところ、この事業自体が最初から8年ぐらいかかっているとして、契約の時期でやっぱりどうしても違って来たということをおっしゃっております。申請書にも売電開始からとか工事開始からとか書いてあったもので、これでやっぱりどうしても時期がズレるということで、もう売電開始と書いてある分はもう工事期間からということで全部そういうふうには書いていますけど、それでもズレが生じております。そこは事業者から聞いたところではやっぱり契約した時期によって変わってき

ているということは言われていますので、それでよろしいでしょうか。

古賀由紹委員

ありがとうございます。

議長

よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

意見がないようでございますので、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開を15時35分ということで休憩を取らせていただきます。

~~~~~○~~~~~

15時20分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

議長

時間がまいりましたので、引き続き会議を再開いたします。議案集10ページ、議案第48号農地の買受適格証明についてを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の10ページをご覧ください。これはあまりない案件ですので、詳しく説明しますが、競売にかかった農地の入札に参加しようとする場合、農地を取得できない者が参加することを未然に防ぐため、入札参加者が農地法の許可を得ることができる者であることを証明する書類が必要になります。これを買受適格証明書といいます。それでは議案書をご覧ください。

農地、入札期間、申請人の住所、氏名および申請の事由等については、議案書に記載のとおりです。本案件は競売案件でございますので、申請者、参加者数、土地の情報など、守秘義務を徹底していただきますようお願いいたします。お手元の調査書をご覧ください。一枚紙になっております。調査書10ページに記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。県外の在住者の方ですが、年間の半分を地元で暮らし、農業に従事されているということでございます。なお、買受適格証明書の交付を受けた者が入札の結果、入札の対象となった農地を取得することができる買受申出人と定められた場合は、改めて農業委員会に農地法第3条の申請をし、農業委員会総会において審議をし、許可を受けることが必要となりますが、事務処理を迅速にするため、欄外に記載しておりますとおり、会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていることを認めるときを除き、申請人が最高買受申出人または次順位買受申出人となり、農地法の許可申請書

を提出した場合は、農業委員会会長が許可しても差し支えないという旨を併せて審議をしていただくようお願いいたします。要はですね、適格証明書の交付を受けた者が農地法第3条の許可申請書を提出した場合は、農業委員会総会に諮ることなく、農業委員会会長が許可しても差し支えないということの略でございます。以上で説明を終わります。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。（「確認いいですか。」）はい。河上委員。

河上和則委員 14番河上です。この文章からすると、申請者が必ず1番を取るといふふうに決めているのですか。少なくとも入札をしたときに、二番手、三番手になったときには、この審議はなかったものとしていいわけですね。

農地係長 入札に参加するための買受適格者ということの申請です。それが、入札のときに3番とか4番とかなった場合は。

宮崎隆広委員 必ず1番になるかはわからない。

農地係長 はい。所有者のところは、守秘義務をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 11 ページ、議案第 49 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について、筆番号 1 番から議案集 17 ページの筆番号 99 番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 11 ページから 17 ページをご覧ください。筆番号 1 番から 99 番まで、すべて賃借権の設定に関する案件です。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 11 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第 18 条第 5 項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 18 ページ、議案第 50 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について筆番号 1 番

および2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させていただきます。

農地係長

はい。議案書の18ページをご覧ください。併せまして所有権につきましても議案書と同様に一枚紙の調査書をお手元に配付しておりますのでご覧ください。筆番号1番から2番につきまして、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。お手元の調査書をご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、受け手については各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員

すみません。古賀でございます。確認ですけれども、調査書の1ページ目ですけれども、右半分のほうに具体的に記入いただいて非常に参考になるんですけれども、現在の経営面積の借入地のところの数字が今回の増加する面積の自作地のところに同じ数字が入ってきて、自作地の下の契約後の経営予定面積が現在よりも966平米分増えているということで、これまで借入地として作っていただいていた田が今回購入いただけるようになったというふうに理解しますが、そのようなことでよろしゅうございますか。以上でございます。

す。

農地係長

はい。古賀委員がおっしゃるとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

以上をもちまして議案第45号7件、議案第46号1件、議案第47号19件、議案第48号2件、議案第49号1件、議案第50号1件、計6議案31件は、いずれも原案どおり可決しました。皆様方におかれましては長時間のご審議をいただきまして誠にありがとうございました。